

中世におけるユダヤ人・「ジプシー」・
河原者をめぐる「特権」言説

竹沢 泰子

論文

中世におけるユダヤ人・「ジプシー」・河原者をめぐる「特権」言説

竹沢 泰子

要約

本稿は、人種とは社会的に構築されたものであるという前提のもとで、人種研究の定説となっている人種の近代欧米起源説を否定し、中世に特定集団の人種化はすでに始まっていたと主張するものである。具体的には、スペインのユダヤ人、ルーマニアの「ジプシー」と呼ばれた人々、西日本の河原者をとりあげ、それら三集団の人種化のプロセスと、差別から派生した権力者との関係性、社会に流布した「特権」言説などの類似性を指摘する。

はじめに

日本が1995年に国際連合の人種差別撤廃条約の締約国に加入してから、すでに四半世紀が過ぎた。この間、人種差別撤廃委員会は、差別緩和に大きな改善が認められないとして、日本に対して繰り返し勧告を行っている。そのなかには部落差別も含まれている。それに対して日

本政府は一貫して、条約の定義にある「世系 (descent)」に該当しないと主張し、部落差別が人種差別であることを否認し続けてきた(部落解放・人権研究所編 2007、友永 2015)。「人種」とはなんら生物学的実体をもたず、社会的に構築されたものである。そうした空虚な言説とともに人種差別が再生産されており、日本の場合、部落差別もそれに該当する。そのうえで、筆者はかねてから、人種は近代欧米において社会的に構築されたもの

だとする人種研究の主流の説とは異なる説を提唱してきた。前近代から周縁化され、人種化 (racialize) されるに至った「小文字の race (c)」の日本における一例として、被差別部落 (当時の言葉では「河原者」や、今日では蔑称とされる「穢多」など) の被差別民をとりあげてきた (竹沢 2005, 2009, 2016)。

本稿は、前近代から主流集団と生活圏をともしながら生きてきた「小文字の race (c)」の例として、中世における、スペインのユダヤ人、ルーマニアにおける「ジプシー」と呼ばれた人々 (以後、括弧を外す)、西日本の河原者を取り上げる。本稿の目的は、これら三集団の社会的、経済的、政治的、法的領域にみられる類似性を具体的事例とともに指摘することによって、地理的にかけ離れたこれらの集団に対する人種化が、ヨーロッパ以外の地域も含めて、中世からすでに始まっていたとする説を展開することにある。またもうひとつのねらいは、「在日特権」や「同和利権」、「アイヌ利権」といった現代の人種主義的言説を懸念する読者と、この問題を今後ともに考えていくためのひとつの材料を提供することである。以下の議論は現代の人種主義を説明する手がかりを直接提示するものではないが、差別や周縁化がある一定条件のもとで、あるプロセスを経ると、さらなる差別を生み出しうることを歴史から学び、現代の人種主義を捉え直そうとする小さな試みである。

一 対象と呼称について

本稿で扱う時代は、社会的分業が発達する中世である。対象とする、ユダヤ人、ジプシー、河原者のそれぞれの集団内部が多様であることは言うまでもない。とくにジプシーや河原者は、歴史的にみて、それぞれ共通のルーツを持つ単一集団であるとはおおよそ言い難いが、主流社会によって他者化され、排斥され、名指されてきたという意味においては、これらの集団カテゴリーは一定の有効性をもつと考える。なおルーマニア社会における「ジプシー」と「ロマ」という呼称について、本稿では、アキムに倣い、中世から一九世紀中葉まで当時広く使われていた「ジプシー」を使用し、現代については「ロマ」を用いることとする (Achim 2004:1)。他方、日本の中世においては、皮革や屠畜、屍体処理などの職能集団を指す呼称は様ではない。最近の研究では、蔑視が込められていた「穢多」という他称を避け、中世では「河原者」を用いる研究が増えている。本稿は、元の資料に「穢多」

別を生み出しうることを歴史から学び、現代の人種主義を捉え直そうとする小さな試みである。

最近刊行されたジュラルディン・ヘングによる『中世ヨーロッパにおける人種の創造』(The Invention of Race in the European Middle Ages) (Heng 2018) は、筆者の人種概念の中世起源説と基本的立場を同じくするものである。この本でも、ユダヤ人とジプシーが例として取り上げられているものの、ヨーロッパとの遭遇として扱っており、本稿とは性格を異にする。日本国内の被差別部落やサンカと海外の被差別民を並行してとりあげる議論には先例がある。寺木伸明による部落差別とインドの「不可触民」差別や、R・A・シャーマー・ホーンによる身分解放令 (1871年) の後の日本の部落民とカースト制度廃止後 (1950年) のインドの不可触民、水谷驥によるサンカとジプシーのイメージなどを扱った議論は、いずれも興味深く示唆的であるものの、比較の事項や議論の枠組みが本稿とは大きく異なる (寺木 2014, 149-169頁、水谷 2006, 221-236頁、Schemmhorn 1970)。地理的に離れたこれら三集団の間で、その社会的条件にみられる類似性を指摘する研究は、国際的にみても本稿が初めての試みである。また社会構造を扱うものの、それらを固定的なものとし

や「えた」がある場合を除き、「河原者」を用いることとする。

さらに本稿が論じる「スペイン」とは、国内外のスペイン史の文献に倣って、現在のスペイン領土に該当する文化領域を指すものとする。「ルーマニア」についても同様に、既存の文献に従って、モルドヴァ、ワラキア、トランシルヴァニアを含めた総称として「ルーマニア」を用いる。これらの地域を取り上げる理由については若干の説明を要するだろう。

中世においてスペインは、最大のユダヤ人口を抱えていたこと、また、同時期の他のヨーロッパ地域と比較しても、国王、教会、貴族、ユダヤ人の伝統文化やコミュニティ組織など、ユダヤ人と王室、ならびにキリスト教徒との関係性を吟味する要素が揃っていることなどの理由による。ルーマニアは、世界最大のロマ人口を抱える国である (ヨルダン 2005, 62頁)。1857-1858年に行われたある調査によると、モルドヴァ、ワラキアをあわせた地域におけるその人口比率は、全体の4.7%であった (小川 2001, 30頁)。また後述する様に、ギルドなど職能集団がすでに存在していた中央ヨーロッパや西ヨーロッパと異なり、社会の底辺にあっても一定の職能集団を形成することが可能な地域であ

った。日本の被差別民をめぐっては、東日本と西日本の地域差がかねてより部落史研究者によって指摘されているが（藤沢 2001、東日本部落解放研究所 2018）、ここでは、被差別部落人口・皮革業者の集中度、天皇・朝廷貴族の存在、また関連資料の豊富さ等の理由から、西日本（とくに畿内）を取り上げることとする。これら三つの地域内における多様性はほぼ無限に存在するが、関連する資料に基づき、これらの地域を分析枠として設定する。ジェンダーの役割については、中世の文献では関連記述自体が極めて乏しく、今後詳細な研究が期待されるところである。

二 三集団の社会的・経済的・政治的・法的領域における類似性

三集団をめぐっては、それぞれが生きる社会の、構造も歴史も文化も、著しく異なることが大前提となる。個々の集団に関しては歴史家による蓄積があり、三集団間の差異を指摘しても、新たな議論は始まらない。むしろ、それらの間に見出される類似性を指摘することが、本稿が果たすべき役割だと考える。以下が、筆者が前近代のユダヤ人やジプシー、河原者に関する文献を渉猟しながら

Lipton 2014)。

ルーマニアにジプシーが移住してきた時期については、ワラキア地域には一二世紀頃、モルドヴァ地域にはその後ジプシーが到来したと唱える、ニコラエ・ゲオルゲの説が有力視されている（Georghe 1983）。彼らがワラキアやモルドヴァの建国以前に到来しており、かなり早い段階から奴隷として扱われていた点については目立った異論はないようである。初期の史料が乏しいがゆえに、彼らのルーマニア地域への流入の経緯——当初から自由民であったのか、戦争捕虜として奴隷になったのか、侵略してきたタタールに奴隷として連れて来られたのか——については、研究者間でも見解に相違がある。「エジプト人」という名称を語源とするジプシーの起源が北インドにあるとする学説は、古くは言語学的研究から今日のゲノム研究に至るまで多岐に渡り存在する。しかしながら、移動と分岐、合流を繰り返してきた彼らの起源をひとつの地域に辿ることは困難である。

ユダヤ人やジプシーとは異なり、河原者は他国から移動してきたとする説の歴史的根拠は存在しない。河原者や今日の部落民が、朝鮮半島や中国など大陸からの「渡来人」の子孫であるとする「異種（異人種・異民族）起源説」は、学問的には否定された言説でありながら、現

ら見出した類似性である。(1) 起源をめぐる言説、(2) けがれ視と通婚の禁止、(3) 農業を主とする社会における非定住者・新参者としての歴史、(4) 周縁化された経済活動と「独占」、(5) 「特権」言説と政治的、法的領域における権力者との関係性、である。

1 起源をめぐる言説

三集団には共通して、彼らの異起源をめぐる根強い言説が存在する。スペインのユダヤ人については、伝説上、聖書の時代まで遡るとされるが、歴史学的には、遅くともローマ帝国時代に離散したユダヤ人の一部が、スペインに逃れ定住したことが知られている（Geber 1992: 24）。一二世紀から一三世紀にかけて、大量のユダヤ人が北アフリカから、すでにイスラム教徒・カトリック教徒・ユダヤ教徒が共存する比較的寛容な社会として知られていたスペインに流入した。ちなみに、しばしばユダヤ人が異人種であることの証とみなされる「大きなかぎ鼻」の表象が、スペインを含む西ヨーロッパの美術や文学に頻繁に登場し始めるのは、ユダヤ人が脅威となり、またキリスト教信仰においてイエスの復活よりも「苦難」が重視され始めた一二世紀後半のことであり、それ以前から存在していたわけではなかった（Harran 2013:

代に至るまで社会の一部で根強く伝承されている。こうした異起源説には諸説ある。「顔取」が訛って「えた」になったとする説は、古くは鎌倉時代末期の「塵袋」などに登場する。他方、中国戦国時代の燕国の太子である丹が日本に移住し、「えんたん」と呼ばれ、やがて「えた」と簡略化されたとする説も存在した。1401—1410年に存在したとされる「貞観政要格式目」のなかで、「燕丹国の王（中略）日本幡磨の国へ越して（中略）牛馬を食して渡世する」と記されているが（上杉 2007、254頁）、それと酷似する文章が宝永5年（1707）に著された「勝鬘子」に見出される（牧 2014、39—40頁）。

又穢多の説は元来燕の国の太子丹の子孫にて、元梵者（ママ）と有り、昔難風に吹流され日本に着岸して朝夕の渡世なく、山林に入、鳥獸を取喰ひ食をしけり、穢と呼ならはせし也、去る故今町並をはなれ住と貞観式目に見えたり、…。

穢多は楽国（一説には上記の燕国の誤写）の太子である丹の末裔であり、嵐のなか日本に漂着し、山林のなかで鳥獸を捕獲しては食べていた。それが貞観式目（「貞

観政要格式目」にも見られるというのである。同類の話が『享保世話』(1722)のなかの「一、穢多之事」に登場することから(北川・森監修 1982、346頁)、江戸時代にまで広く継承されていたことが確認できる。

中世後期にはすでに語られていたというこうした異起源説は、荻生徂徠が記した『政談』(1726年頃)の以下のくだりからも明らかである。弾左衛門とは、江戸時代関東全域の被差別民の頭であった長吏頭(一般には「穢多頭」と呼ばれた)を指す。

遊女・河原者の類を賤き者にする事は、和漢古今共に同断也。是等は元來其種姓各別なる者故、賤き者にして弾左衛門の支配にする事也。(荻生徂徠 1937「1726頃」、34頁)

異起源説は、時代により起源とされる地域や集団が変わり、対外関係と日本社会内部の状況によって揺れ動いていた。異起源説は一般に、室町時代に遡るとされるが、江戸中期には中国からの渡來說へと変わり、それが江戸後期には高麗などの朝鮮からの渡來說へと一変したという(寺木 1996、藤沢 2001)。また近世では「蝦

夷民」を起源とする言説も存在した(上杉 2007)。明治に入ると、こうした異起源説は科学知と結びつくことになる。藤井乾助が1886年『東京人類學會報告』に発表した「穢多は他國人なる可し」と題した論文が一例である(藤井 1986)。こうした著しく誤った異人種・異民族説が現代においても一部ながら流通しているため(黒川 2016)、1965年に発表された国の同和対策審議会答申は、「世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と強調しているほどである。

2 けがれ視と通婚の忌避

これらの三集団をめぐって、主流集団によって「けがれしている」あるいは「不浄」だとみなされていたこと、直接的・間接的な接触が忌避されていたこと、間接的であれ接触すれば「けがれ」が伝染すると考えられていたこと、通婚も厳しく忌避されていたことにおいても、類似性が見受けられる。ユダヤ人をけがれ視する見方には、「神(イエス・キリスト)殺しの民」という汚名が示すごとく、宗教的要素がとりわけ濃厚であることをまず確認しておくべきであろう。加えて、都市のゲットーで彼

らが余儀なくされていた不衛生な生活環境も、その後のけがれ視を助長した。こうしたけがれ言説は、一四世紀のヨーロッパにおいて人口の3分の1から3分の2を死に追いやったとされる黒死病の流行時に頂点に達し、大多数のユダヤ人虐殺を招いた(Nirenberg 1996)。それ以前は、宗教上の理由や都市におけるかれらの住宅環境からけがれ視されていたものが、転じて、ユダヤ人はけがれと疫病の源とみなされるようになった。

中世スペインにおける最も卓越した法典のひとつとされる「ラス・シエテ・パルティダス(Las siete partidas)」(1265年制定、1348年施行)には、ユダヤ人に対するさまざまな法的制限が明記されている。例えば同法の第8条には、「いかなるキリスト教徒も、ユダヤ人の男女を家に招いてはならず、彼らの家への招待も受け入れてはならない。彼らと飲食をともにすることも、彼らの作ったワインを飲むことも禁ずる」として接触を固く禁じている。また第9条には、キリスト教徒の女性と同棲したり、性的関係をもつたりしたユダヤ人は死刑に処すると記されている(Marcus 1938: 38-39)。この法典は、当時のスペインの中心地であったカスティールヤ地域からスペイン全域に広まった。

一一世紀から一四世紀(とりわけ一三から一四世紀に

かけて)、スペインから南フランスの広範囲において、ユダヤ人が市場でパンや肉、魚、果物等に接触すること、を固く禁ずる戒律(egreg)も存在していた。ただし、それは国家やカトリック教会といった上位レベルによって常に支持されていたわけではなく、そこまで厳格に接触を禁じていたのは、ユダヤ人、ハンセン病患者、売春婦に対してのみであった。モリス・クリーゲルは、彼らは「不可触民」(untouchable/inocable)として社会的に扱われたと表現している(Kriegel 1976; Kriegel 2006)。他方、たとえ一般のユダヤ人に対して日常的なけがれ視や不可触民扱いがあったとしても、その同じ矛先が、諸国王やキリスト教会幹部から厚い信頼を得ていた宮廷ユダヤ人や富裕層のユダヤ人にまで向けられていたとは考え難い(Gerber 1992)。

ジブシーは、ヨーロッパ全域において「もつとも退廃した、もつとも賤しい輩」とみなされていた(ハンコック 2005、53頁)。ルーマニアのジブシーは、他地域のジブシーと同様、一般に、未開で邪悪な存在とみなされる傾向が強かった。衣服や生活様式を除けば、身体的に識別できない場合が多いが、その肌の「黒さ」に関する民話はヨーロッパで多く伝承され、皮膚の色が濃い場合は、その「黒さ」こそが劣性と邪悪の証であるとさ

れた(ハンコック 2005、34-35頁、Hancock and Karant 2010: 218)。キリスト教徒の赤ん坊を盗み食いするといった類の風説が示すごとく、ジプシーが当初異教徒(非キリスト教徒)であったことが、けがれ視や蔑視の要因となっていた。彼らとの接触に関しては、人だけではなく、物、食料、身体器官(とくに生殖器)、会話の話題を含め、様々なタブーが存在し、もしタブーを犯せば汚染すると信じられていた。その根底に横たわるけがれ視は、さまざまな方言やヨーロッパの諸言語におけるロマの呼称が、「不潔」「汚された」などの意味を伴うことに象徴されている(フレージャー 2002、317-320頁)。他方、彼らを言わば「まれびと」扱いし喜捨を与えた事例は、他のヨーロッパ地域では少なくとも彼らとの遭遇の初期においては確認されている。中世の関連文献は少ないものの、ルーマニアにおいてもそのような両義的存在であった可能性が高い。

河原者のけがれについては、歴史学や民俗学等において膨大な先行研究があり、ここでけがれ/ケガレ論に詳しく立ち入ることはしないが、本論と深く関連すると思われる点についてのみ、いくつか触れておく。中世前期に穢多や河原人が登場し、それらの人びとを蔑視する様子が史料にみられるのは、京都と奈良、およびその周辺

2001、102頁、山本 2009、45-49頁)。

なお、仏教の影響によって、肉食を忌避するけがれ意識が広がったとする見方があるが、仏教が浸透した平安時代であっても、鳥獣肉の市が立ち、殺生禁断や放生令で禁止されなければならぬほど一般庶民の間に肉食が広がっていた。このことを裏返せば、動物の屠畜と肉の販売という分業が当時すでに発達していたことを意味する(山内 1994、258頁)。

こうしたユダヤ人と河原者に対するけがれ言説の生成や伝播は、それぞれ事情は異なるものの、宗教的教義自体よりも、仏教、カトリックなどの宗教勢力や社会的影響の時代的变化が要因となっている。けがれや不浄が人に伝染しうるものとみなされ、忌避された点、またその現象がかつて国王や天皇・貴族が集中していた都市に強く見られ、やがて農村社会にまで浸透した点において、両者は共通している。また都市は、さまざまな職能に分かれた職人が集まる空間でもあった。これに対し、当時のルーマニアでは、都市と農村の格差がさほど顕著にみられなかったことは留意しておきたい。

さらに、けがれ視や不可触民視が、彼らとの結婚の忌避につながった点も三集団に共通している。ユダヤ人との婚姻の忌避は前述の通りであるが、ジプシーと非ジプ

に限られている。この点について、大山喬平が「差別」ははじめ都市のものであった」と指摘しているように(大山 1978、404頁)、差別意識は京都や奈良から始まり、そののち地方に伝播した。武家政権が支配的な東国と異なり、天皇・王朝貴族は京都や奈良に集中していたこと、また馬が重用された関東では、皮が良質で強靱な牛が少なく、皮革職人がもともと少なかったことがその理由として考えられている(有元 2009)。

他方、空間軸での地域差だけでなく、時間軸での変化にも注意を促すべきである。奈良時代以前には集団に付随した「穢」観念はみられず(大本 2013、大山 1978、黒田 1986)、とくに差別が強まったのは、仏教の影響が強まる平安時代に入ってからだとする説が有力である。京都では平安時代、天皇が暮らす地であった京中を清浄とし、賀茂川・桂川などの河原を「葬送放牧」の地と定めた(脇田 1987、48-49頁)。さらに、中世の身分制度のなかで、「穢(ケガレ)」と「清目(キヨメ)」という両義性をもった特殊な呪術的職能集団が形成された。しかし次第にその両義性が失われ、近世においてはケガレだけが残り、より強い差別につながっていったと一般に解釈されている(部落解放研究所編 1993、22-24頁、黒田 1998、23頁、藤沢

シーの結婚についても、キリスト教の教義に反する神への冒瀆とみなされ、ジプシーとの婚姻を禁じる法が繰り返し制定されている(小川 2001、25頁、ハンコック 2005、50-52頁、Hancock and Karant 2010: 216)。河原者との婚姻忌避意識がいかに強かったかは、以下の「紀伊国岡田荘赤塚村堂証文」(1395)と題する農民たちの約束文書からも窺える。

当村創りし以来、先祖代々我等に至る迄、賤しき者と縁組いたさず、筋目正しき家柄なれば、必ず嫁取り、婿取りの節、時の富貴に迷い、賤しき名のある者と縁組など堅く致すべからず：血脈一度穢れては清くなることかなわず、穢多の子孫はいつまでも穢多なり。この理をよくよく相わきまえ：慎み申すべきものなり。(上杉 2010、22頁より引用)

自分たちの村では、先祖代々賤しい者と婚姻関係を結んだことがない。結婚の時は、相手が裕福だとして血迷ってはいけない。血脈は一度穢れると二度と清くなることはない。穢多の子孫はいつまでも穢多なのである、と論じている。こうした婚姻忌避意識やけがれ視が、一四世紀末から存在していたと思われる。

ただし、社会的にタブー視されていても、実際には、それぞれ他集団との通婚がまったく存在しなかったとは考えにくい。さらに、河原者に与えられたケガレとキヨメの両義性と同様、ジブシーに対して、村への言わば「まれびと」としてヨーロッパ諸地域において喜捨が与えられており、ユダヤ人に対する畏怖の念も当初は強くみられた。これら両義性は、時を経て次第に排他性だけが強く残ったと考えられる。

3 農業を主とする社会における非定住者・新参者としての歴史

三集団は、農業が経済の主流をなす社会において、非定住民であったか、または後から移住してきた新参者であったことも共通している。それと関連して、少なくとも歴史のある一時期まで土地を所有せず、また土地を所有するようになって、伝統的な農村共同体から外れた周縁的な土地を生活の拠点としていたことも挙げられる。

中世においては、ヨーロッパの広範囲で、ユダヤ人の土地所有は一般に法律で禁じられていたが、中世初期には農民として土地を購入し所有するに至ったユダヤ人も少なからずいた。その場合、スペインでは、小麦よりも、

野菜や果実、とりわけオリブや葡萄を栽培しながら、屋間は都市に向き、商売を行うユダヤ人は少なからずいた (Roth ed. 2003)。

一四一五世紀のワラキアは、祖先から継承した土地を所有する自由農民が社会の中心を形成するピラミッド型の農村社会であり、職人はほとんど存在していなかった。したがって、すでに職能をもっていたジブシーたちは、身分的には社会の底辺を占める奴隷であっても、鍛冶屋や大工、音楽・舞踏などの特殊技能を活かせる居場所を見出すことができ、また社会にとっても彼らの職能は不可欠であった。他にも、農業の需要が増えるにしたがって農奴になったものも少なからなかった (Crowe 2007, クローウェ 2001)。

「河原者」の語源は、元来、屠畜・皮革業者・狩猟に携わった人々、没落者などが河原に居を構えるようになったことに由来する。河原は、繰り返される川の氾濫のため、定住にも農耕にも適さず、税の課されない土地であった。脇田晴子が「共同体成員の資格は農民的土地所有であり、その資格を喪失したものは排除された」と論じているように (脇田 2002, 159頁)、共同体のなかから排除されたり没落したりした者が河原者となったと考える説が有力である。横井清が、古代中世の卑

賤観の根底にある最大の要素として、農業以外の生産部門に対する軽視を挙げていることにも注目したい (横井 1975, 245頁)。

財を築いた河原者は、やがて水田や土地を所有し、年貢も納めるようになった。一部の河原者による本格的な土地所有や、土地を借りた農業は、遅くとも戦国時代、京都や奈良ではすでに鎌倉時代後期 (一三世紀末) に始まっていたと考えられている (原田 2013 [1973], 65頁、京都部落史研究所 1995, 157頁、藤沢 2001, 62頁、下坂 2014, 312頁)。戦国時代になると、部落はほぼ強制的に固定化される。これは、もっぱら武器・馬具をはじめ戦争に必要な皮革品を河原者たちに作製させるために、領主やその他の支配者たちが、それぞれの領内に囲い込み、城下町の周縁などに強制的に集団居住させたからである (井上 1969, 38-41頁、高柳 1981, 39頁)。

三集団に共通する重要な点は、歴史の一時期まで定住地をもたず、農民たちとは異なる地を生活拠点としていたこと、または後から当該地域に流入したこと、さらにその大半が農業以外の経済活動を営んでいたこと (スペインのユダヤ人の場合は、農業のなかでも特化した野菜や果実の生育に従事していたこと)、言い換えれば、い

ずれの場合も、農業中心社会において周縁化された経済活動を行っていたことである。

4 周縁化された経済活動と「独占」

中世初期の史料は乏しく、スペインでのユダヤ人の経済活動、とくに土地の所有、農業あるいは商業への従事の度合いについては、専門家間でも見解の相違がみられる。一般に、商人・農耕者・聖職者・教師・通訳・学者・医者・職人・金貸し・税吏・役人といったユダヤ人の存在が知られており、しかも複数の職業の掛け持ちも珍しくなかった。ローマ帝国により一般に土地所有を禁じられていたユダヤ人は、世界の諸地域との交易に積極的に乗り出し、多言語を駆使し、広大な国際的ネットワークと交易のノウハウを確立していた。スペインに流入後、交易や商業が彼らの経済活動にどの程度の割合を占めたかは不明であるが、そうしたネットワークやノウハウ、多言語能力がユダヤ人商人には有利に働いたとされている (Boticini and Eckstein 2012)。北ヨーロッパ諸国では、金貸しは迫害とともに減少したが、スペインでは、初期は少数であったとされるユダヤ人の金貸しは、一四世紀には国家の経済発展に大きく寄与するまでに成長していた。利子は絶えず変動したが、20%を超えることは稀で

あった (Roth 2003: 461)。このような社会背景の下、それ以前からくすぶり続けていた反ユダヤ人感情は、一四世紀、彼らの経済活動(とりわけ金融業)の躍進に伴い高まっていた。

ユダヤ人のなかでも、代々高い学識や言語能力を備えた知識層や、財を蓄えた富裕層は、しばしば王族に重用され、相談役や財産管理人を務めるなど王室と親密な関係を保ち続けた。この関係は多岐の領域にわたるが、例えばアラビア世界との交易に不可欠なユダヤ人の通訳や学者は、キリスト教世界の国王たちにとって貴重な存在であった (Neuman 1942: 222; Lowney 2006: 149-150)。しかし「宮廷ユダヤ人」と呼ばれたこうした人びと、ユダヤ人共同体で暮らす大半のユダヤ人との間の、経済的・政治的・文化的格差や心理的距離はいっそう広がっていた。

農業中心のルーマニア社会においては、ジプシーの到来以前に他地域から移住していた職人が、東西貿易の衰退に伴いルーマニアを去っていた。そのため、すでに高い技術を身につけていたジプシーは、熟練労働者として重宝された。彼らは特有の名称とともに細かな職能集団に分類され、数多くの職業を独占していたことが知られている。そのひとつである鍛冶屋のなかでも、ナイフや

斧、錠前など、得意とする職業分野によってさらに細分化されており、また宮廷では、宮廷奴隷として料理番や演奏家として活躍する者もいた。

アキムによれば、同じジプシーでも、中央ヨーロッパや西ヨーロッパでは、手工業は閉鎖的なギルドによって組織されていたため、外部から来たジプシーが参入する隙間はなく、彼らの生きる道は、古い、貨幣の偽造、窃盗などしか残されていかなかったという (Achm 2004: 88-9)。これらの社会的条件の相違が、決定的な違いを生み出した。ギルド化が進んでいた中央ヨーロッパや西ヨーロッパとは異なり、東ヨーロッパに位置するルーマニアは、底辺にいるジプシーであっても独占的分業が可能な社会構造を有しており、そこで彼らは安定した労働力を提供できる存在であった。

河原者の職業起源について部落史研究者の間でまず引用されるのが、『左経記』(1016-1036)と『塵袋』(1280年頃)である。平安時代末期の源経頼の日記『左経記』のなかの「長和5年(1016)正月二日条」は、斃牛馬の処理を業とする人物が初めて登場する史料であるとみなされている。

殿上において右衛門権佐頼任朝臣語りて云う。「今

朝、左府侍所において、伊豆前司陳隆語りて云う。

【(中略) 河原人等来り向かい、件の牛を剥ぎ取るの間、腹綿の中に黒き玉あり。即ち河原人等、これを取り、去る」といえり。(部落問題研究所

1988、106頁より引用)

ここでは、屍牛の皮を剥ぎ、牛黄を取り出す「河原人」が記されている(網野 1991、104頁、藤沢 2013、74-75頁)。斃牛馬の処理などの特殊な技能を有し、牛黄が貴重な薬となる知識をもった「河原人」(のちの「河原者」を指すと考える説が有力である)が、一一世紀の京都にすでに現れていたことを示唆する。鎌倉時代末期の『塵袋』には、「エタ」という言葉が初出する。動物の屠畜に関わった「エタ」は「悪人」と記されていることから、当時すでに屠畜や皮革を生業とする者に対する蔑視が存在していたことが知られる。『天狗草紙 伝三井寺巻』(永仁4年(1296)成立)には、ある天狗が京都の四条河原付近で肉を食べようとしたところ、穢多が肉に仕掛けた針によって天狗が命を失う話が記されている。そこには、この話を伝え聞いた者による「穢多かきも(肝)きりまでも、おそろしくそ、おほゆる、おほゆる」という描写に見られるように、肉の処

理を行う河原者(穢多)に対する偏見が見られる。ちなみに部落解放研究所によると、この描写が「穢多」に関する確実な初見資料であるという(部落解放研究所 1988、142-144頁)。

屠畜従事者をめぐる記述のより早い時期の事例として、『屠児 和名恵止利、牛馬肉を屠り、鷹雛の餌を取るの義なり。殺生及び牛馬肉を屠り、取り売る者なり』のくだりが書かれた『倭名類聚鈔』(931-938)が知られている(寺木 2014、129頁、藤沢 2013、47頁)。「屠児」とは、彼らに対するひとつの呼称であり、「屠者」とも呼ばれていた。「餌取」も「恵止利」も、「えた」と音は近いものの「穢多」との関係が完全に解明されているわけではない。が、屠畜の売買を生業とする職業分化がすでに起こっていたことを示唆する上で重要な文書である。ただし原田によれば、十世紀頃はまだ世襲制ではなく(原田 2013「1973」、59頁)、だとすれば集団として人種化されていたわけではないといえよう。このような河原者に対する偏見や周縁化は、それと不可分の関係として、屠畜や皮革産業における彼らの独占を招き、その結果、彼らのなかに富を蓄える者が増えていく(原田 2013「1973」、92頁、脇田 2002、268-269頁)。

武器や馬具の需要が急増した戦国時代は、河原者と権力者層の關係に大きな変化が生じた注目すべき時代のひとつである。戦国大名たちは、安定した皮の供給を必要としたため、自らの領土内に皮革職人であった河原者を囲うことが珍しくなかった(三浦 1990、104頁)。ちなみに近世においては、地域差はあるものの、幕府または藩主・領主などから課せられた皮多(母体は中世の河原者)の役務として、皮革の上納、太鼓の皮の張り替え、刑吏役、警察役、消防役などがあり、他方、村・町などの地域社会や神社・寺院などからは、鬘牛馬の処理、野番、川番等が課せられていた。

このように、屠畜やそれに関連する生業を穢れとして蔑視し、彼らを社会的に周縁化させたことが、必然的に彼らの経済活動の独占を招くことになった。

5 「特権」言説と政治的・法的領域における権力者との関係性

三集団に共通するもうひとつの興味深い点は、さまざまな文献や研究によって、権力者が彼らに与えたとされる「特権」について指摘されていることである。

中世のスペインでは、他のヨーロッパ地域と同様、ユダヤ人はキリスト教諸国の王の私的財産とみなされ、ユ

伝えられている(Gerber 1992: 95)。ジェームズ一世がユダヤ人に施した待遇は、ユダヤ人がマヨルカに持参したすべての富をそのまま保持すること、金貸しの時には担保をとる権利を認めること、相手の階級にかかわらずどのような土地でも入手できる権利を認めること、居住区の役人から不公平に扱われた場合は、王に直訴する権利を認めることなど、多岐にわたっていた(Moore 1976: 71-72)。同類の「特権」をめぐる記述は、他の文献でも散見される。

他方、諸国王がユダヤ人を優遇するだけの十分な理由はあった。一四世紀、スペインの物価高騰が生活を圧迫するなか、国王による民衆への課税を徴収する役目も、ユダヤ人が担っていた(大内・立石・柴田 1994)。民衆の目には、ユダヤ人が王室と親密な関係を築き、その特権を享受し、我が物顔に振る舞う憎むべき存在に映っていた。他方、ユダヤ人を庇護する国王もまた、不満を募らせる教会や民衆との間に亀裂を深め、ジレンマを抱えることになる。

1371年、スペイン北西部の古都トロのコルテス(国会)で発生したユダヤ人攻撃に象徴されるように、各地のコルテスは、王室と深い親交をもつユダヤ人に対する不満を募らせていた。

ユダヤ人を国王の "servi" (ラテン語で、英語の "slave" "servant" を意味する) とすることは、一二世紀頃のヨーロッパ諸国のさまざまな法律にも明記されていた(Baer 1992: 85)。中世ユダヤ人史の専門家であるデイヴィッド・ニレンバーグは、ユダヤ人と国王との關係について、「ヨーロッパの君主たちは、他のいかなる臣民とも異なる特殊な方法で、ユダヤ人が彼らの所有下にあるという主張を強めていった」と強調している(Mirshberg 2013: 191 強調は原文より)。王室の資産管理から国家の財政担当、王の身の廻りの世話までをユダヤ人に任せるのが常であり、同時に、国王たちは裕福なユダヤ人を抱え込もうと、彼らにさまざまな特権や優遇を施していた。ユダヤ人が、キリスト教徒から借金の返済を拒否されたり、暴力を受けたりするトラブルに遭遇すると、王がユダヤ人の肩をもち仲裁に入ることは珍しくなかったようである。アラゴン国王のジェームズ一世が1247年にマヨルカを征服した際、その基盤を強化するために、「ユダヤ人へのみ多くの特権を与え、彼らがそこに定住するための経済的優遇策を整えた。その政策の裏に少なからぬ経済的思惑が働いていたことは特筆すべきである。というのもイベリア半島の各王国においてその歳入源の推定35%から60%をユダヤ人が担っていたからである」と

われらが王国の全土で、王室でも、騎士や平貴族や貴族の家でも、信仰の敵たち、とりわけユダヤ人たちには大いなる自由と権力が認められているが、そうした自由と権力ゆえに、(中略)すべてのキリスト教徒が彼らに追従し、彼らを怖れ、…すべての町、すべての議会、そしてすべての住民がユダヤ人の囚われ人となり、隷属状態に甘んじることとなる。ユダヤ人が王室や高官の家でほしいままにしている名誉が原因であったり、また、彼らが有している資産や役職が原因であったりするのだが…。その結果、われらが王国の大部分は、キリスト教徒の立場とカトリックの信仰をないがしろにするユダヤ人に踏みにじられ、破滅させられてしまっている。(ポリアコフ 2005、183頁より引用)

ただし、王室と親密な関係を築き、王室を経済的に支え、その見返りとしてさまざまな特権を享受していたのは、富裕層の「上級」ユダヤ人に過ぎなかったのであり、大多数のユダヤ人は、貧しく、不衛生なゲットーのなかで王室とは無縁の生活を送っていた。

ところが、特権とされたものは、R・I・ムーアが「特

権として始まったものがちに迫害の手段となった」と指摘するように、脆弱な体質をもっていた (Moore 2007 [1987]: 36-37)。スペインにおいても、キリスト教徒たちの不満は次第に暴力的な形で噴出する。とくに国王の不在時やその権力が弱体化している時などは、ユダヤ人に対する共同体の焼き討ちや虐殺が繰り返されるようになる。1391年にセビリヤで起こったユダヤ人大襲撃や、1449年、トレドの反乱を機に国王に仕え庇護されていたユダヤ人が公職から罷免された事件など、無数の迫害が続く。1492年、スペインがグラナダ陥落によりイスラム勢力を制しレコンキスタ (国土回復運動) を終結させると、ユダヤ人は、虐殺されるか迫害され、それらを免れたユダヤ人の多くは改宗を余儀なくされたのであった (Roth 2002 [1995]; Nirenberg 1996)。

キリスト教に改宗したユダヤ人 (コンベルソ) は、それ以前のように文化的マーカーや居住区によって識別することが不可能となったことから、いっそう危険分子であるとみなされ、ユダヤ人の「血」が混じっていないという「純血性」の証明が社会のいたる場面で要求されるようになる (Nenanyahu 1997; Mateoni 2008)。ユダヤ教を棄て、主流社会に溶け込むことを選択したにもかかわらず、すなわち、宗教上の差別である可能性が完全に

消えた後も、ユダヤ人の血を引くという理由で、差別され続けたのである。ここから先は、人種が近代に構築されたとする定説に異論を唱え、このコンベルソに対する差別こそが、近代の人種主義の前兆だと主張するジョージ・フレドリクソンやデイヴィッド・ニレンバーグの議論に譲りたい (フレドリクソン 2006; Nirenberg 2014)。

ジブシーがさまざまな職能をもつがゆえに大いなる価値があることを、最初に教会と修道院が、続いて領主たちが気づくようになる。彼らを逃がさないために領主たちが奴隷にしたとする説もある (フレーザー 2002, 87頁)。ジブシーの大半が王室所有の農奴であったトランシルヴァニアでは、ジブシーにのみさまざまな特権が認められていたとする言説は、多く存在するようである。王室による庇護、課税や兵役の免除、諸地域を自由に移動する権利、国王の許可さえあれば領主たちの領地に住み着く権利などである。とくに砂金洗いは、モルドヴァ、ワラキア、トランシルヴァニアいずれの地方においても、ジブシーによってほぼ独占され、彼らが納める砂金と税金は国家の重要な財源となっていた。砂金洗いに関するさまざまな優遇措置は近代に入っていっそう制度化されるようになる。これについてアキムは、

国家に大きな収益をもたらすジブシーを庇護するため、国家は、「彼らのために特権的な社会制度 (privileged regime) を設け、それによって彼らは、あらゆる公的な役負担から免除され、また本来その居住地の所有者に納めることが義務付けられているものも時として免除されることがあった」と解説している (Achm 2004: 50-51)。宮廷や貴族に仕えたバイオリン弾き (ラウタリ) や料理番は、移動の自由こそ許されていなかったものの、エリートたちと親交をもち、十分な給与を与えられ、諸方面で優遇されるなど、後世に至るまで比較的高い社会的・経済的地位を保ち続けたことも注目に値する (Beissinger 2001; Reed 1999)。

こうしたなかで一部のジブシーは、次第に貴族の領土や規制のない村や町のはずれに定住し始める。興味深いのは、定住化したジブシーが「比較的短期間の間に、急にはなくとも、さまざまな特権を失った」と指摘されていることである (Achm 2004: 45)。それが事実ならば、上記の宮廷などに仕え続けたジブシーを除き、特権とみられたさまざまな措置は、彼らの経済活動や国王との結びつきにより講じられていたにすぎなかったことが窺える。しかし定住し、主流社会の経済活動に溶け込んだ者は、「特権」を失うのである。

河原者に独占的に与えられた権利として第一に挙げられるのは、斃牛馬の解体処理であろう。西日本では、斃牛馬を処理する権利は、牛馬の所有者ではなく、牛馬が死んだ場所を縄張りとする河原者に賦与されることになっていた。しかも肉や皮だけではなく、骨は肥料や装飾品に、内臓は肥料や飼料に、毛は刷毛に利用するなど、すべてを収入に換えることができた (寺木 2014、藤沢 2001, 71-74頁)。皮質のよい牛皮は、馬や鹿、猪の皮などに比べて圧倒的に高い価格で売買された。永禄9年 (1566) の内蔵頭をつとめた山科言継による日記『言継卿記』には、「野口の河原者、近衛殿御として、取るべきの由申すと云々」とあり、河原者が、近衛家から許可をえて、供御人から猪皮公事銭を取ることができると主張していることから、その皮革売買を独占していたことが窺える (部落問題研究所編 1988, 323-324頁)。ただし、銘記しなければならぬのは、無償で死牛馬を引き取る権利が「特権」と見なされることであったものの、死体の処理は彼らに課された任務だったことである (脇田 1987, 84頁)。すなわち、斃牛馬の処理は、社会が必要としながらも忌避される仕事であったゆえに、河原者に対して「特権」が発生したにすぎないのである。

次に注目したいのは、税や役負担の免除をめぐる問題である。たとえば永禄4年(1561)の「野依次郎左衛門尉申状」によれば、五郎次郎(資料によっては「四糸河原者」)が買得した田地の目録には鴨川東の七箇所の土地が記されているが、いずれも本来、寺社境内の免租地(年貢などを免除された土地)である除地であった(京都部落史研究所 1995、155-156頁)。荘園制の下では水田に対して税が課せられる仕組みであったが、宮宅潔によれば、この租税制度は、七世紀後半に制定された班田収授法に由来する。そのなかで当初より租税を負担しなかったのが天皇と賤民であった(部落解放研究所編 1993、19-20頁)。古代の賤民が中世の河原者にそのまま直結しているわけではないが、古代からの伝統を継承したと考えられる土地の所有・定住と租税制度が密接な関係をもっていたことは重要な点である。

中世の被差別民に対する権利や免除については、年貢免除、課役や諸國関料などの免除、自由通行権や居住の自由が知られている。網野は、座談会において、「平民が、あの連中は自分たちとおなじように課税を負っていないのだといひだして、差別視するばあひがある」と述べているように(原田・高取・網野 1980、26頁)、さ

権利の分有がなされていたことがうかがえる。さらに中世末までには、河原者が刑吏として雇われる例は広範囲においてみられ、近世の初めには世襲制となっていた(山本 1994)。

河原者は作庭にも従事しており、初期の代表的作庭者として善阿弥の名が挙げられる。銀閣寺の庭園が、足利義政の命により善阿弥の子や孫らによって手がけられたことは有名であるが、こうした河原者と將軍の密接な関係は、寛正4年および6年、足利義政が南都に向かう前に善阿弥が先に赴き、宿所の作庭に携わり準備を整えたことに象徴されている(川嶋 1983、88頁)。河原者が作庭に従事したのは、彼らが土公神の祟りを回避できる能力をもっていたからだと考えられている(服部 2012、407-409頁)。大きな岩や木を扱う危険で厳しい労働を伴うからであったと説明する説もある(上杉 2004、91-92頁)。足利義昭を奉じて上洛した織田信長は、京都の四糸あまべ(余部/天部)地区(現在の四糸河原町付近)に住む河原者に対して、軍勢が狼藉を働いたり、放火をしたりすれば、厳しく罰するという「禁制」(『余部文書』)を永禄11年(1568)に発行した。このことは、権力者側から、あまべの河原者たちが自律的な活動を行っている集団として承認されてい

まざまな「特権」をめぐる一種の嫉妬心が差別視につながったとしても不思議ではない。ただし重要なことは、いったん領主と関係を結ぶと、まざまな役負担や身分拘束が付随しており、まざまな免除はいわば被差別民に二重の負担を課さないための方策でもあった(部落解放研究所編 1993、47-48頁)。

以下の「北野社家日記第二」の延徳2年(1490)4月13日の条に書かれたひとつのエピソードからもそうした独占状況はうかがえる。この日記によると、同年3月、北野社が炎上したため、北野社宝成院は、その後の死体や灰の処理を別の河原者たちに命じた。すると千本地域の河原者の頭である「千本の赤」が北野社のなかの沙汰承仕の所に行き、「北野社がかような事態に立った時は、自分たちが代々奉公するのが例なのであって、それをまげて別の河原者に仰つけられるとは先例に無きことと言わねばならぬ。先方の河原者が当方の申しぶんを納得しないのであれば追放して然るべきである」と固く申し入れた。結果的に千本の赤らの申し入れを宝成院は承諾したという(竹内 1972「1490」、77-80頁、横井 1975、356-357頁)。ここからも河原者の頭を中心に彼らが、特定の仕事を独占する権利を掌握していたこと、また彼らの内部で権力者も介入できない

たことを意味する(京都部落史研究所 1995、153-154頁)。他方、あまべの河原者たちは、作庭や皮革づくりによって経済的に余裕があったため、信長からこうした庇護を受けるために信長に上納金を渡していた(辻 2014、5-15頁)。この例からも、権力者と河原者の密接な関係が見受けられる。

もうひとつの共通性は、一種の治外法権性とも呼べるような権利である。かつてデイヴィッド・マクリッチーは、「ジブシーの特権」という興味深いタイトルを冠した論文のなかで、次のように説明している。一六世紀、トランシルヴァニアも含む東欧諸地域において、他のジブシーから窃盗や暴力、家族を殺されるなどの被害に遭ったジブシーには、加害者を法廷に突き出し、処刑する権利が認められていた。また加害者側のジブシーは、たとえ死刑宣告を受けたとしても、被害者がジブシーであれば、ジブシーの王に上告すると言って時間を稼ぐことができた。また、一六世紀の歴史家アベンティヌスが著した『バイエルン年代記』について論じたマクリッチーによれば、「強盗や窃盗は絞首刑か断首刑に処せられるほど固く禁じられているが、ジブシーにはそれらを行うことが許可されている」(MacRichie 1907: 303)。「バイエルン年代記」には「ジブシーには、彼らが忠誠を尽

くす国王や領主がいるので、誰も彼らを罰することはできない」とも記されている。ちなみにイギリスにおいても、1530年以前の法律では、相手がジブシーであれば、殺人や窃盗を働いても、自分たちで裁判を行い、陪審員の半分をジブシーで占めることも可能であった(MacRichie ibid.)。

これらの例は、いずれも双方がジブシーの場合に限定されており、優遇や特権とはおよそ程遠い内容ではあるが、確かに、ジブシー間のもめごとを自分たちで裁く権利は、地域的な様相の差こそあれ、ヨーロッパの広範囲でみられたようである。ただしこの権利について、ジブシー内部の伝統的慣習が大きく影響していたとみなす説や(Meyrauch 2001)、あるいは「分割統治」や徴税の一手段階だったと解釈する説もある。

ユダヤ人についても、多くの場合、同様の権利が認められていた。たとえばカタロニアでは、ユダヤ人に対する法的庇護だけではなく、ペドロ3世が1280年に彼ら内部での司法権を認め、この権利はアルフォンソ3世の時代まで続いた(Klein 2006:150)。

河原者の司法権については、中世前期すでに、キヨメを担っていた非人に対して、非人身分の犯罪人は非人が裁くという自立的な非人裁判権が認められていた(大山によれば、これは、幕府が皮田/長吏や非人を、農工商から隔離しようとする意図のあらわれであったという。

三 おわりに

本稿では、これまでの定説のように人種化の起源を近代ヨーロッパに求めるのではなく、欧米以外の地域において近代以前に人種化が始まっていたと主張した上で、それを具体的に表す事例として、中世におけるスペインのユダヤ人、ルーマニアの「ジブシー」、西日本の河原者を取りあげた。それらはいずれも、移動や集団の再編成を繰り返しながらも、前近代から現代に至るまで差別や偏見を受け続けてきた人びとである。地理的にかき離れているこれらの集団が人種化されていくプロセスに、以下のような社会・経済的環境の類似性が見られることを指摘した。(1) 起源をめぐる言説、(2) けがれ視と通婚の禁止、(3) 農業を主とする社会における非定住者・新参者としての歴史、(4) 周縁化された経済活動と「独占」、(5) 「特権」言説と政治的、法的領域における権力者との関係性、である。

これらに加え、第1節で設定したように、三集団の選定理由として、以下の共通の条件を設けている。(6)

1978, 406頁)。ただし近世ほど、非人とかわたの分化が進んでいないとしても、河原者がどの程度の司法権を握っていたかは現時点では不明である。江戸時代には、皮田/長吏や非人の間で犯罪が生じた場合、圧倒的な支配力をもっていた弾左衛門に治外法権が与えられていた(原田 2013「1973」、113頁、高柳 1981, 179-181頁、上杉 2004, 44-45頁)。「記事条例」78巻「六七ノ下穢多非人諸訴之部」には、以下のような浅草の弾左衛門による文書が掲載されている。

私方手下ども、手限り吟味の上、不屈きこれあり、犯罪仕置き申し付け候砌は、何々の不屈きこれあり候につき、私方法の通り死罪申し付くべく候段、お聞き置かせられ、言上御帳面御記し下し置かれ候上：(上杉 2004, 44-45頁より引用)。

すなわち、幕府や領主ではなく、弾左衛門がその支配地域において、配下の者同士の犯罪については、死罪を含めて判決を下すことができた。町奉行所は、その報告を聞いて「言上帳」に記録するが、事前の裁判には関与しない。ただし原田(2013「1973」、113頁)

王室や天皇、貴族など、権力者の集中した地域であること、(7) 彼らが社会的分業を担える隙間のある社会であること、ならびに彼らが扱う資源が豊富にある地域であること、(8) 宗教が時代によって変化しながらも、三集団の排除の一因となったり、その理由づけとして利用されたりしていること、である。

上記の8つの類似性は「人種化」にどのように関係し、互いにかなる関係性をもつと考えられるだろうか。まず起源をめぐる言説については、「生まれながらにして変わらない」「世代を超えて遺伝する」と信じられているとされる人種概念の定義の必要条件である。筆者がかねてから論じてきたように、身体的差異が可視的であるかないかは問題ではない。三者のなかで、ユダヤ人とジブシーは、移動民であったことから異起源説は真実を含むものであるが、河原者の異人種・異民族起源説は、虚構に過ぎない。この点はけがれ視とも関係していると思われる。この起源言説と運動して、「文化」や生活様式の違いが民衆に強く意識され、相乗的に「自分たちとは生まれながらに異質である」とする言説が強まっていたと考えられる。

けがれ視は、排他性やヒエラルキーを内包する人種概念のもうひとつの特性でもある。ここに宗教が絡み合う

ことで、けがれ視が生成されたり、助長されたりしたと考えられる。

これらの三集団は、いずれも農耕を主たる生業とする社会において、移動民として後から参入したか、ないしは歴史の一時期まで非定住民であった歴史を共有する。非定住民であったこと自体よりも、それが結果的にもたらした周囲との社会関係に注目すべきであろう。具体的には、そうした社会に新参者として入ったか、あるいはすでに特異な技術を蓄えていたがために、別の経済活動に早い時期から従事していた。これらの理由によって、社会のなかで周縁的な経済活動に従事するようになったと考えられる。

またそれぞれのローカル・コミュニティが、カトリック教寺院や、日本の場合、神社仏閣を中心に形成されていたことから、タマル・ハーゾグがスペイン近世における移民と市民権をめぐる議論をもとに立てた説が参考になる。すなわち宗教の教義自体よりも、半永久的にコミュニティに居住し奉仕する覚悟があるという信用を獲得するためには、これらの教会や寺院などの構成員として関わるのが、ひとつの重要な社会的条件だったのである (Herzog 2011)。

中世前期に少なからず存在したユダヤ人の農業従事者

った。

「特権」と名指されるものの内実は、本稿で吟味したように、およそその名称とはほど遠く、差別という歪んだ構造が派生的に生み出した、権力者と被差別民の関係性の産物である。しかしながら民衆の間では、これらの三集団の構成員たちが、いついかなる時も、いずれの領域においても、大衆よりも差別され、大衆より劣った権利しか認められるべきではないという前提を基調としていた。この大前提を破る事例がたとえ僅かでも発生したり、デマが生じたりすれば、「特権」言説とともに激しい差別や迫害が台頭したと考えられる。

「特権」言説は、遠い過去の話に終わらない。現在のアメリカでは、ムスリムやメキシコ人、ユダヤ人、移民、トランスジェンダーなどさまざまな社会的マイノリティに対するヘイト・クライムや差別・嫌がらせが急増しており、ヨーロッパでは、移民問題が政治の争点となるほど、反移民感情が高まっている。マイノリティに対するアフアーマティブ・アクションや社会福祉政策などを彼ら・彼女らの「特権」だと見なす言説は、新しい形のポピュリズム台頭に一役買っている。日本における「特権」言説は、ヘイト・スピーチでも繰り返されているところである (野間 2015)。

を除けば、大半の場合、その経済活動の基盤や資源となつたのは、土地のような不動産ではなく「動産」である。すなわち金銭、多言語運用、知識、髯牛馬の解体技術、鍛冶・演奏・料理などに必要な道具や能力といった、いずれも移動可能な物、技術・能力などである。いずれも武力、統治・金力、地位を誇示したい権力者が、勢力拡大・維持するために不可欠なものである。彼らは一方では社会的に賤しい身分とされながらも、他方では権力者から重宝される存在であった。それゆえ権力者たちは、民衆からこれらの人々が虐殺されたり迫害されたりしないように、言い換えれば、資本や資源、知識、技術の自分たちへの供給が途絶えることのないように、彼らを庇護する必要があつたのである。

これらの三集団をめぐる類似して観察される、特定の状況下で権力者から受ける庇護、税・兵役や役負担の免除などは、民衆たちの間では、彼らが「特権」(あるいは特別な待遇)を受けているとする言説を生み出すことになり、民衆の間で不満が鬱積するようになる。国王ら権力者は、それぞれの時代と空間、また権力者の個人的資質や政治性のマトリックスのなかで、自らの享受する利益と安定した統治を天秤にかけ、時としていとも簡単に庇護から追放へと手のひらを返すがごとき対応を行

さらに、こうした「特権」言説はこれら三集団に限る

ことではないのではないか。「人権促進保護小委員会」(通称、人権小委員会)が「職業と世系に基づく差別」として実態分析に取り組んでいる対象集団のなかには、日本の被差別部落に加え、インドのダリットやエチオピアのダイム、ケニア北部やタンザニア北部のワッタ、ソマリアのみッドラン、ツマル、イビール、イエメンのアクダム、ナイジェリアのオスなどの人々が含まれている(横田 2017)。アフリカの諸地域には、かつて国王や他の権力者と密接な結びつきをもちながらも、「けがれた」存在として差別を受けてきた狩猟民や鍛冶屋、また他の特定の職業集団の人々の存在が知られている。

筆者の専門は、ヨーロッパ中世史や部落史からは程遠く、日本やヨーロッパ多言語の古文書を解読できるわけではない。しかし同一の研究者が、関連するすべての古典言語を操りながら、こうした文化人類学的・社会的な問題意識で検証することはたやすくはなく、今後、それぞれの専門家によって、本稿が問題提起した類似性について深く掘り下げて検証されることを期待したい。本稿で提示した特権言説は、これまでの山口昌男の周縁論や、あるいは世界諸地域の活動家が主張してきた職業と世系に基づく人種化論だけでは説明しきれないように思

われる。数多くの部落史研究者が指摘してきた天皇制と部落差別との関係は、被差別民のけがれ視を理解する上では重要であるが、それは全体の物語の一部に過ぎないのではない。権力者と周縁の関係性について、社会構造の問題として静的に捉えるのではなく、動的なプロセスとして検証することから新たな可能性が拓かれるであろう。次世代の研究者に、上記の海外の集団をも視野に入れながら、部落差別を相対化する国際的な比較研究を託したい。

謝辞

* 本稿は、イギリスの学術雑誌 *Ethnic and Racial Studies* (Vol.43 no. 16, 2020) に掲載された "Racialization and Discourses of "Privileges" in the Middle Ages: Jews, "Gypsies", and *Kawaramonō*" を日本の読者対象に大幅に加筆したものである。

* 本稿は、日本文化人類学会、部落解放論研究会、部落解放・人権研究所「部落差別の調査研究」研究会、世界人権問題研究センター「同和問題の研究（近現代・現状班）」研究会、早稲田文化人類学会、日本ロマ学研究会（以上国内）、国際人類学民族学会議、イギリス社会学会、

ジブシー・ロア（ジブシー民俗）学会、フランス国立社

会科学高等研究院、カリフォルニア大学サンタバーバラ校、トロント大学における口頭発表を基にしたものである。多分野多地域にわたる本稿は、数多くの国内外の専門家から貴重なコメントを頂戴した。ここですべての方のお名前を挙げることはできないが、とりわけそれぞれの専門的立場から草稿を読み丁寧なコメントを下さった、上杉聡氏、黒田悦子氏、寺木伸明氏、友永健三氏、水谷驪氏、アンドリアス・ヴィマー氏、アンゲラ・コッチ氏、ジャンフレデリック・シヨブ氏、ステイーヴン・スモール氏、デイヴィッド・ニレンバーグ氏に厚くお礼申し上げる。無論本稿の責任はすべて筆者が負うものである。

* 本研究は、科学研究費基盤（S）「人種化のプロセスとメカニズムに関する複合的研究」（代表 竹沢泰子）の助成を受けたものである。

注

(1) 筆者は人種概念を構成する三つの位相として「小文字の Race (a)」の他に、近代に入って欧米から世界に拡散した「科学的分類」としての「大文字の Race (A)」、反人種差別運動において戦略的に用いる「抵抗の人種 (Race

as Resistance=RR)」があると論じた（竹沢 2005）。

(2) 以下の議論において筆者は、該当集団がおかれた状況について比較的な言及を行うことはあるが、それぞれの集団を一枚岩的に扱い、本質化して集団間の比較を行うことを意図しない。そもそも三集団は、名称の異なるいくつもの下位集団から構成されており、職業的にも地域的にも多様であり、また時代によっても変化しているため、これらの集団を横並びさせた比較は成立しえない。

(3) 山路興造によると、太閤検地を契機として、「西日本では」[河原者]「清目」「穢多」などのさまざまな呼称が公的に「かわた」に統一され、近世に定着した（山路 2018, 261頁）。

(4) たとえば、Roth (2002 [1995]: 9) Neuman (1942: xxxviii, 9) を参照。ちなみに、スウェーデンに最初のジブシーが到来するのは一五世紀初めのことであり (Charnon-Deutsch 2004: 17)、大半のユダヤ人の流入とは異なる時代であるゆえに、本論文で扱う現象は、接触なしに生じたと考えられる。

(5) 2002年のルーマニアの国勢調査によると、人口の2.5%に当たる約53万5千人が認定されたが、国連難民高等弁務官事務所は250万人と推定している。http://minorityrights.org/minorities/roma-14/。

(6) 明治3年に作成された職業別人口調査によれば、東日

本と西日本の間には、「えた」（ママ、本試論でいう「河原者」を母体とする被差別民）の分布に著しい差がみられ、西日本では東日本の約3.7倍に上っていたことが有元正雄により指摘されている（有元 2009, 3頁）。なお、東日本の「河原者」の歴史については、とくに（藤沢 2001）（東日本部落解放研究所 2018）に詳しい。

(7) これらのなかでも、前近代のルーマニアのジブシーに関する文献はもともと乏しく、入手可能な二次文献にも制約がある。文献の議論のなかで地域や時代が飛び、断片的なものが少なくない。

(8) これらの三集団をめぐる数少ないジェンダー研究として、ユダヤ人のジェンダー役割を論じたバスキン (Baskin 2013)、河原者ではないが、中世の遊女に関する辻 (2017) が挙げられる。

(9) たとえば、ルーマニア・ジブシーに関する代表的研究者の間でも、ハンコックは、彼らが自由民として流入したと述べており、アキムは、モンゴルに奴隷として連れてこられて、そのまま残留したと解説している (Hancock and Krant 2010; Hancock 1998; Crowe 2007; Achim 2004 ほか)。

(10) ジブシーのインド起源説は、ヨーロッパ各地のジブシーを初めて包括的に扱った研究者として知られるハインリッヒ・グレルマン (Heinrich Moritz Gottlieb Grelmann)

により提唱されたが、今日では、この説は一八世紀後半の文明と野蛮の尺度でジブシーを捉えていたと批判されている(水谷 2018)。一方、近年のゲノム研究では、彼らは単一の集団として北西インド(現、パンジャブ地方)を出発し、その後中東と中央アジアへと移動し、バルカン地方からヨーロッパへと流入したとする説もある(Harmon 2012)。

(11) 渡来人説や異民族起源説は、戦後の部落史研究者へと継承されていた(たとえば、上田 1964)。ちなみに、かつては研究者によっても「帰化人」と称されたが、正確ではないため、現在では「渡来人」を用いるのが一般的である。

(12) 『貞観政要格式目』の写本は、さまざまな形で古くは室町時代から存在した(牧 2014)。

(13) 異民族起源説については、上杉が1401-1410年から1901年までの関連史料を年表にしてまとめている(上杉 2007)。

(14) 「同和对策審議会答申」は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果を内閣総理大臣に答申したものである。1965年8月11日付け。http://www.nect.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosho/1322788.htm

さらに2013年に東京都が行った「人権に関する世

論調査」でも、同和地区出身者への結婚に対する偏見の存続が見受けられた。黒川みどりが、その背後に「一族の血がけられる、血筋・家柄がちがう、といった、生得的な、差異を見出そうとする意識が横たわっている」と論じているように(黒川 2016, 213頁)、現代においても被差別部落出身者をめぐる人種言説は消えていない。

(15) 網野(2005)、山口(2003)、横井(1975)、大山(1978)、大津ほか編(2015)、稲田(1977)などを参照。

(16) 他に、河原者たちが「清目」という職業につくがゆえに、基本的生産関係から排除されたと解釈する立場もある(三浦 1990)。

(17) たとえば、古都京都では、天皇を中心とする王朝貴族が死穢へのケガレ意識とその管理体制を強めたことにより、ケガレに対するキヨメを職能とする非人身分が、一世紀頃半ばごろから次第に形成される。それによって、従来は死穢が日常であった農村社会にまでこの身分が浸透し、差別意識が広まった(小林ほか編 1990, 166頁、大山 1976, 1978)。ユダヤ人の場合、王室や貴族の集中に加え、都市での衛生事情が彼らに対するけがれ言説の一因を招いたことが挙げられる。

(18) ロスによれば、当時のスペインの農業分野ではイスラムの活躍が目覚ましく、綿花の他、さまざまな果物や野菜の栽培を成功させ、キリスト教徒もユダヤ人も競合する隙はなかった。だが、中世後期以前に少なからず存在したといわれるユダヤ人の農耕民は、オリーブや葡萄栽培、ワインの製造を得意としていたという(Roth 2003)。ユダヤ人の土地所有をめぐる見解の相違については、Boticini and Eksstein (2012)、Nirenberg (2014)、ポリアコフ(2005)などを参照。

(19) 屠畜や皮革づくりに不可欠だった水や皮を干す作業場を必要として河原に移り住んだと考えるべきだとする寺本伸明のような立場もある(寺本 2016, 43頁)。

(20) 藤沢靖介によれば、奈良県では、ほとんどの被差別部落が戦国時代までには現在地周辺に集落を形成し、そのうちのいくつかは、鎌倉―室町時代にまでさかのぼる(藤沢 2001, 62頁)。

(21) 高利貸しや税吏のように金銭を扱うこと、とりわけ利子を課すことは、キリスト教とユダヤ教双方の教義において罪とされていたことから、金貸しは基本的に異教徒間(ユダヤ人とキリスト教徒の間)で行われていたと考えられている(Neuman 1942: 194-195; Roth 2003)。しかし、ユダヤ人が好んで金貸業をしていたわけではないことは、次のラビの手に窺える。「生活の糧となる田畑や

葡萄園の所有がユダヤ人に禁じられている現在の状況にあっては、ユダヤ人以外の者に利子付きで金を貸す必要は認められ、最終的には許可されるべきである」(ポリアコフ 2005, 104頁)。

(22) イアン・ハンコックによれば、奴隷化されたジブシーは、主として「家事奴隷(ツイガニ・デ・カサツイ)」と「畑奴隷(ツイガニ・デ・オゴル)」に二分され、前者はさらに貴族、宮廷、家主の奴隷に分類されていた(ハンコック 2005)。このほか、Achim (2004)、Beck (1989)も参照。

(23) 「河原者」という呼称が初見されるのは、『後愚昧記』(応安4年/1371年)であるとされる(山路 2018, 252-253頁)。

(24) ただし近世では、幕府などが保証している場合もあり、前者に入りうるという(寺本 2014, 155-156頁)。

(25) ユダヤ人共同体の格差は多くの文献により指摘されている。ポリアコフによれば、彼らは法的に「上級」「中級」「下級」の三階級に分類されていた(ポリアコフ 2005)。

(26) ただし、実際には、金細工師、熊使いなど、特定の職業に従事する者には税が課されており、移動の自由を得る場合も税を納めたという(小川 2001, 28頁)。

(27) たとえば、安芸国では、元禄10年(1679)以前、牛皮一枚が銀40-50匁に対し、馬皮一枚は銀7-8匁であったという(有元 2009、101-102頁)。

(28) 土地に対する税や課役を逃れる者に対する反感や蔑視は、『意見封十二箇条』(914)の次の文に表れている。

諸国の百姓、課役をのがれ、租調をのがる者、私に自ら髪を落とし、みだりに法服を着る。…これ皆家に妻子をたくわえ、口に腥糲せびざをくらう。形は沙門に似て、心は屠児の如し。…皆これ濫悪の僧(上杉 2004、74-75頁より引用)。

税や課役を逃れるために、許可を得ずに勝手に僧侶になつた人たちは、実は家では妻子をもち、肉などを口にしている。外見は僧侶だが、心は屠児のようだ、と蔑んでいるのだが、ここで課役と税を逃れることに対する反感がいかに大きいかを読み取れる。

(29) 近世の長吏について、藤沢は同様の見解を示している(藤沢 2001、87-88頁)。

(30) またダン・パベルによると、社会主義共和国時代のルーマニアにおいて、合法的職業から排除されていたジプシー/ロマは、地下組織に組み込まれ、生き残る手段として、賄賂目的の警察官を紹介したり、セクリタテア(秘

である。ロマの人々に関して、EU(欧州連合)下にあるルーマニア政府による助成金をめぐるさまざまな言説は、一般民衆の間でよく聞かれる。中世と単純には比較できないが、なんらかの類似性があるのかもしれない。

引用文献

- 網野善彦(1991)『日本の歴史を読み直す』筑摩書房。
 網野善彦(2005)『網野善彦著作集 第7巻 中世の非農業民と天皇』岩波書店。
 有元正雄(2009)『近世被差別民史の東と西』清文堂出版。
 稲田陽一(1977)『被差別部落と天皇制——「不可侵不可被侵」の原点より』三一書房。
 井上清(1969)『部落の歴史と解放理論』田畑書店。
 岩谷彩子(2017)『ルーマニアのロマの家屋に宿る歴史——異なる移動の痕跡としての住居』日本ロマ学研究会における口頭発表。2017年12月10日。於大阪産業大学梅田キャンパス。
 上杉聰(2000)『よみがえる部落史』社会思想社。
 上杉聰(2004)『これでわかった!部落の歴史』解放出版社。
 上杉聰(2007)『近世—近代部落史の連続面について』北崎豊二編『明治維新と被差別民』解放出版社。249-282頁。

密警察)に反体制派の知識人や労働者の情報を提供したりといった不法活動に関わっていた。そうした類の保護

が彼らに対する民衆の蔑視をいっそう助長する結果ともなった。また、1960年代から80年代にかけて独裁者としてルーマニアに君臨したニコラエ・チャウシェスクは、ジプシーを刑務所から定期的に解放するなどしたことから、本人が同胞と疑われるほど、ジプシーを優遇しているとの噂が民衆の間に広まった。実際には、国際機関からの圧力により一握りの政治犯を目立たず解放させるために、大量に収監されていたジプシーを解放しただけだったという(Pavel 1998 [1991]: 71)。こうした現代のエピソードも、権力者や体制、経済活動の主流から排除されているジプシー/ロマと民衆との間のねじれた関係を考えるうえで参考になるかもしれない。

(31) 「分割統治」とも考えられる説については、水谷驥氏のご教示による。

(32) 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2548947?ocOpen=1>

(33) ルーマニアの諸都市や郊外で裕福なロマの人々が、「ロマ/ジプシー御殿」(Palace)と呼ばれる大きな家に住んでいることが知られている(Kuegg 2013³、岩谷 2017)。その富は、多くの場合、廃品回収業などがほぼ専属的に従事している経済活動から得られたもの

上杉聰(2010)『これになつてく!部落の歴史』解放出版社。

上田正昭(1964)『いわゆる人種起源説の再検討』部落解放研究所編『部落問題研究セミナー II 部落史』沙文社56-71頁。

大内一・立石博高・染田秀藤(1994)『もうひとつのスペイン史——中近世の国家と社会』同朋舎出版。

大津透ほか編(2015)『中世4(岩波講座 日本歴史 第9巻)』岩波書店。

大本敏久(2013)『触穢の成立——日本古代における「穢」觀念の変遷』創風社出版。

大山喬平(1976)『中世の身分制と国家』中世4(岩波講座 日本歴史 第8巻)岩波書店。

大山喬平(1978)『日本中世農村史の研究』岩波書店。
 小川悟(2001)『ジプシー——シンティ・ロマの抑圧の軌跡』関西大学出版部。

荻生徂徠(1937)『1726頃』『政談』雄山閣。
 川嶋将生(1983)『河原者について』児玉幸多編『中世の被差別民』雄山閣、85-91頁。

北川博邦・森銃三監修(1982)『享保世話』『続日本隨筆大成 別巻、5、5』吉川弘文館。

京都部落史研究所(1995)『京都の部落史 I 前近代』阿吽社。

クロウエ、デイヴィッド(2001)『ジプシーの歴史——東欧・ロシアのロマ民族』共同通信社。
 黒川みどり(2016)『創られた「人種」——部落差別と人種主義』有志舎。
 黒田日出男(1986)『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会。
 黒田伊彦(1998)『部落史紀行』つげ書房新社。
 小林茂ほか編(1990)『部落史用語辞典(新装版)』柏書房。
 下坂守(2014)『中世寺院社会と民衆——衆徒と馬借・神人・河原者』思文閣。
 高柳金芳(1981)『1971』『江戸時代部落民の生活』雄山閣。
 竹内秀夫編(1972)『1490』『北野社家日記』続群書類従完成会。
 竹沢泰子(2005)『I総論 人種概念の包括的理解に向けて』竹沢泰子編『人種概念の普遍性を問う』人文書院、1-109頁。
 竹沢泰子(2009)『総論 表象から人種の社会的リアリティを考える』竹沢泰子編『人種表象と社会的リアリティ』岩波書店、1-26頁。
 竹沢泰子(2016)『差異と差別の(不)可視性をめぐって』斎藤綾子・竹沢泰子編『人種神話を解体する』1 可視性と不可視性のはざままで』東京大学出版会、249-264頁。
 東日本部落解放研究所(2018)『東日本の部落史III』現彩流社。
 藤井乾助(1886)『穢多は他國人なる可し』『東京人類學會報告』2巻10号、40-41頁。
 藤沢靖介(2001)『部落の歴史像——東日本から起源と社会的性格を探る』解放出版社。
 藤沢靖介(2013)『部落・差別の歴史——職能・分業、社会的地位、歴史的性格』解放出版社。
 部落問題研究所編(1988)『部落史史料選集 第1巻』部落問題研究所。
 部落解放研究所編(1993)『新編 部落の歴史』部落解放研究所。
 部落解放・人権研究所編(2007)『職業と世系に基づく差別』の撤廃に向けて——女性の視点より』解放出版社。
 フレーザー、アンガス(2002)『ジプシー——民族の歴史と文化』水谷驥訳、平凡社。
 フレドリクソン、ジョージ・M(2009)『人種主義の歴史』李孝徳訳、みすず書房。
 ポリアコフ、レオン(2005)『反ユダヤ主義の歴史』第II巻、合田正人訳、筑摩書房。
 牧英正(2014)『差別戒名の系譜——偽書「貞観政要格式目」の研究』阿吽社。

264頁。
 辻浩和(2017)『中世の(遊女)——生業と身分』京都大学学術出版会。
 辻ミチ子(2014)『「京あまへの歴史」を語る』部落解放同盟京都府連合会東三条支部。
 寺木伸明(1996)『被差別部落の起源——近世政治起源説の再生』明石書店。
 寺木伸明(2004)『インドの「不可触民」差別と日本の部落差別』沖浦和光ほか編『アジアの身分制と差別』部落解放・人権研究所、177-193頁。
 寺木伸明(2014)『近世被差別民衆史の研究』阿吽社。
 寺木伸明(2016)『前近代編』寺木伸明・黒川みどり『入門 被差別部落の歴史』解放出版社、14-132頁。
 友永健三(2015)『部落解放を考える』解放出版社。
 野間易通(2015)『「在日特権」の虚構——ネット空間が生み出したヘイト・スピーチ(増補版)』河出書房新社。
 服部英雄(2012)『河原ノ者・非人・秀吉』山川出版社。
 原田伴彦(2013)『1973』『被差別部落の歴史』明石書店。
 原田伴彦・高取正男・網野善彦(1980)『座談会…中世の賤民とその周辺』『歴史公論』6巻6号、10-43頁。
 ハンコック、イアン(2005)『1987』『ジプシー差別の歴史と構造』——パリア・シンドローム』水谷驥訳、マルティネス・ニコル(2007)『ジプシー』『新版』水谷驥・左知亮子訳(文庫クセジュ)、白水社。
 三浦圭一(1990)『日本中世賤民史の研究』部落問題研究所。
 水谷驥(2006)『ジプシー——歴史・社会・文化』平凡社。
 水谷驥(2018)『ジプシー史再考』柘植書房新社。
 山内昶(1994)『食』の歴史人類学——比較文化論の地平』人文書院。
 山口昌男(2003)『山口昌男著作集(5) 周縁』今福龍太編、筑摩書房。
 山路興造(2018)『前近代 被差別民呼称とその実像』世界人権問題研究センター編『中世の被差別民像——非人・河原者・散所』、世界人権問題研究センター、245-267頁。
 山本尚友(1999)『被差別部落史の研究——移行期を中心に』岩田書院。
 横井清(1975)『中世民衆の生活文化』東京大学出版会。
 横田洋三(2017)『職業と世系に基づく差別』問題に関する国連の取り組み』『職業と世系に基づく差別』の撤廃に向けて——女性の視点より』部落解放・人権研究所、120-125頁。
 ヨルダン、ベーター(2005)『東ヨーロッパのロマ民族の居住分布』加賀美雅弘編『ジプシー』と呼ばれた人々

——東ヨーロッパ・ロマ民族の過去と現在』学芸社。

鹽田修 (1988) 『京師市の遊藝』遊藝問題研究所編『種
族と民族の総論』遊藝問題研究所 49 - 15頁。

鹽田修 (2002) 『日本中世遊藝民族の歴史』遊藝研究。

Achim, Viorel (2004) *The Roma in Romanian History*.

Budapest: Central European University Press.

Baer, Yitzhak (1992) [1961] *A History of the Jews in
Christian Spain*, vol. 2. Philadelphia, PA: Jewish
Publication Society.

Baskin, Judith. 2013. "Jewish Traditions About Women and
Gender Roles: From Rabbinic Teachings to Medieval
Practice." In *The Oxford Handbook of Women and
Gender in Medieval Europe*, edited by Judith Bennett and

Ruth Karras, 36-51. Oxford: Oxford University Press.

Beck, Sam (1989) "The Origins of Gypsy Slavery in
Romania," *Dialectical Anthropology*. Vol.14, No.3, pp.
53-61.

Beissinger, Margaret H (2001) "Occupation and Ethnicity:
Constructing Identity among Professional Romani
(Gypsy) Musicians in Romania," *Slavic Review*. Vol.60,
No.1, pp. 24-49.

Botticini, M and Z. Eckstein (2012) *The Chosen Few: How*

Education Shaped Jewish History, 70-1492. Princeton
: Princeton University Press.

Charnon-Deutsch, L. (2004) *The Spanish Gypsy: The History
of a European Obsession*. Pennsylvania: Pennsylvania
State University Press.

Crowe, David M. (2007) *A History of the Gypsies of Eastern
Europe and Russia*. Second edition. New York: St.
Martin's Griffin.

Gerber, Jane S. ed. (1992). *The Jews of Spain: A History of
the Sephardic Experience*. New York: Free Press.

Gheorgh, Nicolae (1983) "The Origin of Roma's Slavery in
the Romanian Principalities," *Roma*, Vol.7, No1, pp.
12-27.

Hancock, Ian (1998) "Roma," In *Macmillan Encyclopedia of
World Slavery*, Vol.2, edited by Paul Finkelman and Josep
Miller, pp.776-779. New York: Simon & Schuster
Macmillan.

Hancock, I. and D. Karamh (2010) *Danger! Educated Gypsy:
Selected Essays*. Hertfordshire: University of Hertfordshire
Press.

Harmon, Katherine (2012) "Genetic Sequencing Traces
Gypsies Back to Ancient Indian Origin," *Scientific
American*, Dec. 6.

Henry Holt

Lowry, Chris (2006) *A Vanished World: Medieval Spain's
Golden Age of Enlightenment*. Oxford: Oxford University
Press.

MacRitchie, David (1907) "The Privileges of Gypsies,"
Journal of the Gypsy Lore Society, Jan, pp.299-313.

Marcus, Jacob Rader (1975) [1938] *The Jew in the
Medieval World: A Source Book, 315-1791*, Westport, CN:
Greenwood Press.

Matteoni, Francesca (2008) "The Jew, the Blood and the
Body in Late Medieval and Early Modern Europe,"
Folklore, Vol.119, No.2, pp.182-200.

Moore, Kenneth (1976) *Those of The Street: The Catholic-
Jews of Mallorca*. Notre Dame: University of Notre Dame
Press.

Moore, R. I. (2007) [1987] *The Formation of a Persecuting
Society: Authority and Deviance in Western Europe 950-
1250*. Malden, MA: Wiley-Blackwell.

Netanyahu, B. (1997) *Toward the Inquisition: Essays on
Jewish and Converso History in Late Medieval Spain*.
Ithaca: Cornell University Press.

Neuman, A. A. (1942) *The Jews in Spain: Their Social,
Political and Cultural Life During the Middle Ages*, Vol. 2.

- A Social-Cultural Study*. Philadelphia, PA: The Jewish Publication Society.
- Nirenberg, David ed. (1996) *Communities of Violence: Persecution of Minorities in the Middle Ages*. Princeton: Princeton University Press.
- Nirenberg, David (2002) "Mass Conversion and Genealogical Mentalities: Jews and Christians in Fifteenth-Century Spain," *The Past & Present*, Vol. 174, pp. 3-41.
- Nirenberg, David (2013) [1994] *Anti-Judaism: The Western Tradition*. New York: Norton & Company.
- Nirenberg, David (2014) *Neighboring Faiths: Christianity, Islam, and Judaism in the Middle Ages and Today*. Chicago: University of Chicago Press.
- Pavel, Dan (1998) [1991] "Wanderers: Romania's Hidden Victims," In *Gypsies: An Interdisciplinary Reader*, edited by Diane Tong, pp. 69-73. New York: Garland Publishing, Inc.
- Reed, John (1999) "Romanian Riff: A New Style of Gypsy Music Spurs Dancing and Derision," *Ceer*, Feb. p. 30.
- Roth, Norman (2002) [1995] *Conversos, Inquisition, and the Expulsion of the Jews From Spain*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Roth, Norman ed. (2003) *Medieval Jewish Civilization: An Encyclopedia*. New York and London: Routledge.
- Ruegg, François (2013) "Gypsy Palaces: A New Visibility for the Roma in Romania?" *Urbanities*, Vol. 3, No 1. <http://www.anthrojournal-urbanities.com/docs/tableofcontents4/3%20-%20Ruegg.pdf>
- Schemerhorn, R. A. (1970) *Comparative Ethnic Relations: A Framework for Theory and Research*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Stewart, Michael (1998) *The Time of the Gypsies*. Boulder, CO: Westview Press.
- Waddington, Raymond B. and Arthur H. Williamson (1994) *The Expulsion of the Jews: 1492 and After*. New York and London: Garland Pub.
- Weyrauch, Walter O. (2001) *Gypsy Law: Romani Legal Traditions and Culture*. California: University of California Press.